

梁啓超における中国国家体制の構想

——「自治」と「聯邦制」を手がかりに

朱 琳*

Liang Qichao's Perceptions of the Future of the Chinese State: Clues from "Local
Autonomy" and "Federalism"

ZHU Lin

要旨

本稿は、「自治」と「聯邦制」を手がかりに、いままであまり体系的に検討されてこなかった梁啓超（1873-1929）の中国国家体制の構想に焦点を絞り、その国家観や自治観を解明していくことを目指す。

まず、梁啓超が描いた、「個人の自治」を起点とし、郷・県・省・国といった同心円的、放射線状的な「群の自治」を固める方向に向かう「自治」の構図を明らかにする。ついで、彼が大いに取り上げた先秦時代の墨子と管子の自治論を考察する。さらに、地方自治を「憲政の基礎」と見なし、それを民衆による政治参加の「実験場」にたとえた梁啓超が、地方自治の先駆的な存在だった湖南省をめぐって発した一連の言論をまとめる。最後に、梁啓超の「聯邦制」論を論ずる。

本稿の考察は、今日においても議論の焦点となり続けている中国の国家体制や政治改革の問題と意味を考慮する際に新しい重要な示唆を与えうると考えられる。

キーワード：国家体制の構想、「自治」、「聯邦制」

目次

1. はじめに
2. 「個人の自治」と「群の自治」
3. 先覚者としての墨子と管子
4. 「実験場」としての湖南省
5. 梁啓超の「聯邦制」論
6. おわりに

*日本学術振興会外国人特別研究員（東京大学大学院法学政治学研究科）

凡 例

- 原則として日本の現行常用漢字体を用いる。引用は基本的に原文のままとするが、筆者の判断で読みにくいと思われる箇所は、適宜、句読点を補い、表記を改めた場合がある。引用文内の（ ）内は原注であるが、〔 〕内は筆者が付した補足である。省略する箇所は（中略）などで示す。
- 梁啓超の文章の初出情報は、基本的に李国俊『梁啓超著述系年』（復旦大学出版社、1986年）による。梁啓超の文章の引用に当たっては、読みやすさと検証の便を図るため、『飲冰室文集点校』全六集（梁啓超著、呉松・盧雲昆・王文光・段炳昌点校、雲南教育出版社、2001年）の該当頁数を記す。『飲冰室文集点校』に収録されていない文章に関しては、『梁啓超全集』全十卷（梁啓超著・張品興ほか編、北京出版社、1999年）の該当頁数を記す。例えば、[梁 2001（1898）：1-163]は、初出が1898年で、『飲冰室文集点校』第1集第163頁からの引用であり、[梁 1999（1920）：5-3049～3050]は、初出が1920年で、『梁啓超全集』第5巻第3049～3050頁からの引用である。なお、中国語の文章に関しては、本文中、基本的に原文を省略し、筆者による翻訳のみを記す。

1. はじめに

日清戦争の敗北により、北洋艦隊に象徴される洋務運動が破綻し、中国の政治状況は急速に変化し始めた。「中体西用」論のもとで西洋の機械や技術のみを導入する政策にかわり、清朝の現状を批判しその政治体制の抜本的変革を求めようとする中国知識人の変革運動が始まった。政治体制の未来像が立憲君主制にしる、共和制にしる、二千年以上続いてきた君主専制体制を変えなければならない、ということがそれらの運動の担い手たちの共通した時代認識であった。そのうち、際立って注目されている一人は梁啓超（1873-1929）である。

変法運動ですでに頭角を現した梁啓超は、変法失敗で日本に亡命した後、自ら創刊した『清議報』・『新民叢報』を拠点とし、中国の動向に目を向けつつ精力的に西洋思想の紹介などに取り組み、「哀時客」、「少年中国之少年」、「愛国者」、「中国之新民」、「飲冰室主人」などの筆名で活発な言論活動を行なった。東西古今の歴史的挿話や偉人伝を織り交ぜ、豪華絢爛かつ煽動的な美文をもって論じ、当時の若者たちの感触をくすぐり、陳独秀（1879-1942）、胡適（1891-1962）、魯迅（1881-1936）、毛沢東（1893-1976）、郭沫若（1892-1978）をはじめ、多くの中国人に深い感動を与えていた。

これまで梁啓超に関しては、数多くの論著が発表されており、研究の蓄積は非常に厚く、よい参考となる。ただし、断片的な分析があったとしても、具体的に中国をどのような国家に建設しようとしたのか、生涯にわたって中国の国家構想を描き続けていた梁啓超の言論の時系列的変化については、必ずしも明らかにされていない。また、梁啓超の論調に見られる変化をその一つの「転身」として捉える研究が存在するが、その変化の背後にどのような事情と特徴があるのかに

つについては、必ずしも十分に検証されていない。そこで、本稿は、「自治」と「聯邦制」を手がかりに、いままであまり体系的に検討されてこなかった梁啓超の中国国家体制の構想に焦点を絞り、その国家観や自治観を解明していくことを目指す。

2. 「個人の自治」と「群の自治」

世紀転換期において、「自治」をめぐる様々な議論が活発に行なわれていた(注1)。日清戦争後、優勝劣敗・弱肉強食の現状認識に基づき中国の立ち遅れを痛感した梁啓超は、中国は西洋と同様な「国家」と「国民」を創出すべしと唱え、新たな世界像を提起するようになった。社会進化論を枠組みとし、「国家」・「国民」を鍵概念とする新たな世界像のなかで、彼は、中国の民衆をいかに新しく作り出して時弊を救うべきか、そして「瓜分」の危機にさらされた中国がいかに独立を維持し生き延びていくべきか、という深刻な問題意識を持っていた。ここで彼はとりわけ「自治」および「自治力」に着目した(注2)。梁啓超は、国は個人からなっているという立場に立ち、基本的に「個人の自治」を起点とし、郷・県・省・国といった同心円的、放射線状的な「群の自治」を固める(「合群」)方向に向かう「自治」の構図を描いた。

『《説群》序』において、梁啓超が康有為に天下を治める道を尋ねたところ、康有為は「群をもって体となし、変をもって用となす。この二義が立てば、千万年の天下を治めるのも可能だ」と答えたエピソードが紹介され、梁啓超は西洋の勃興を「群術」のよさに求め、「太平世」において必ず「群」で治めなければならないとする[梁 2001 (1897):1-28]。そして、1898年12月に創刊した『清議報』の発刊の辞のなかで、梁啓超は、西力東漸に対抗するために、黄色人種が一致団結して「二十世紀アジアの自治」を図るよう呼びかけている[梁 2001 (1898):1-163]。

また、1899年、犬養毅(1855-1932)の進歩党の機関誌『大帝国』の依頼により、梁啓超は「論中国人種之将来」を執筆した。彼は日本人向けに中国における改革の可能性を強くアピールすると同時に、中国人をも勇気付けようとした[梁 2001 (1899):2-705]。中国分割あるいは中国保全不可能などの論調に対して、彼は、二十世紀において中国人が必ず世界上最も有力な人種になると予言する。その根拠は人種の特質にあり、一国の存亡は他国のなし得ることではなく、必ずその国民自身の存亡による、という[同上:2-705]。その人種の特質とは、自治力に富んでいることである。具体的に、梁啓超は次のように述べている。

中国には数千年来の自治の特質がある[同上:2-705]。村落にあっては、一族、一郷、一堡それぞれの自治があり、町にあっては、一市、一坊、一行それぞれの自治がある。郷には「紳士耆老」がいて、何かあったら集まって議論する。これがすなわち「自治の議会」である。行政、財政、裁判、学校、警察など自治に関する体制がほぼ具備している。そこで生活する民衆に対して、富貴を求めるか大罪を犯すかしない限り、地方官は決して干渉することはせず、民衆は毎年若干の租税を納めればよいだけである[同上:2-705~706]。このようになった理由と言え、歴代の君主や宰相が民にこの特権を与えたのではなく、中国は土地が広すぎ、人が多すぎ、統治者はそ

の場しのぎの間に合わせばかりで、民事に尽力できなかつた一方、民を緩くつないでおくことにとどまり、その「自生自養」に任せたに過ぎないからである。君主や宰相が世話をしてくれないため、民は「群」をあわせて自ら対策を立てて対応し、その習慣が蓄積されてこうした政体ができあがった。したがって、実情から言えば、一国のなかに実は無数の小国が含まれているのである。朝廷と地方団体との関係は属国のようなものに過ぎない。政府と民間は互いに痛痒を感じず、王朝が交替しても民の自治はもとのとおりであり、民もあまり意を介しない。これが中国人種の固有の習俗であり、諸国とは大いに異なっているところである。政府と民が痛痒相関しない状態にあるため、愛国心が薄弱になる。これが中国人の短所である一方、これがゆえに民にこうした自治の特質を養成させたのも、不幸中の幸と言える [同上：2-706]。

さらに、梁啓超は、中国人は自治の特質を持っているため、外力に容易に干渉され同化されることはなく、国内ばかりか、海外にいる商工業者の自治力も強くて社会習慣を中国風に保持させ、中国の服装や中国語を変えず、独立の基礎を築いたのであるという。一方で、自治権の習慣を持ち政府の干渉を受けない国民は、参政権への要求がそれほど盛んではない、という西洋人の論調に対して、中国の民衆は前から西洋諸国のように自由を唱えて政権を争う気風がないことの原因は確かにこの点によるであろうと認めながらも、現在世界中で「文明進化」が潮流となり、自由・平等の理念が中国人の脳裏によく浸透している、他日独立の基礎が定まり西洋の政体を採用すれば、その達成の速さにはきっと驚くべきものがあるだろう、とする。古来の習慣である自治権をもとにすれば、すぐに実現できるからである。これこそ中国人種が強くなる原因の一つである。そう、梁啓超は力説する [同上：2-706～707]。

同年に発表した「商会議」において、梁啓超は、海外で商会を設立し自治を行なうことを主張している。大体地方自治力が強ければ強いほどその国の基礎が強固であり、その国民が文明であるのは、国は民をあわせ、府・州・県・郷・埠をあわせて成立したものだからである。国を強くするために、必ず全国の人々が力をあわせ、すべきことをしなければならぬ。地方自治は民生の自然の理であり、自己保存の政策は「合群」にある [梁 2001 (1899) : 3-1321, 1322]。

そして、梁啓超は「十種徳性相反相成義」において、「合群」、すなわち社会統合について論じ、中国では数千年来人々が集まって暮らしているばかりか、地方自治の発達も早く、各省に小さい「群」が無数含まれ、同業同盟の組織も厳密で、「四民」のなかにも小さい「群」が無数含まれているという。したがって、中国には「群」がないのでは決してない。「バラバラの砂」の批判を免れないのは、「合群の徳」がないためである [梁 2001 (1901) : 2-692] (注3)。

梁啓超にしてみれば、人は自治ができなければ、他人に統治されることは不可避である。文明人が野蛮人を統治するのは野蛮人に自治力がないからであり、人にして自治力がなければすなわち禽獣であって、人間でなくなる [梁 2001 (1902) : 1-579]。このように、彼は西洋の富強と対比する中国の衰退の原因を探り、その間に生じた大きな差を自治に求めている [梁 2001 (1902) : 1-548]。彼は自治力の持つ一人一人の個人を社会団体に組織し、さらに新しい国家を作り出すべきであるとし、「個人の自治」、さらなる「群の自治」を目下の重要な課題としている。

そこでわれわれは今日当面の急務を知ることができる。一つは、一身の自治を求めることである。凡そ古来大事をなせる人は、必ずその自らに勝つ力が甚だ強い者である。(中略) いま一つは、一群の自治を求めることである。国に憲法があれば、国民の自治である。州郡郷市に議会があれば、地方の自治である。凡そ善良の政体は、自治より来ないものはない。[梁 2001 (1902): 1-580]

また、『新民説』に次のような一節がある。

一人がその身を自治することと、数人あるいは十数人がその家を自治することと、数百人数千人がその郷その市を自治することと、数万ないし数十万数百万数千万数億人がその国を自治することとは、その自治の範囲の広狭が同じではないが、その精神は一つである。一つとは何か。法律である。管子は「郷は朝と治を争う」という。また「朝衆を合せざるは、郷分治すればなり」という。西洋人は政治を言うに、国内の小国より重要なものはないとする。国内の小国とは、一省、一府、一州、一県、一郷、一市、一公司、一学校であり、それらはみな一国の形を具有する。省、府、州、県、郷、市、公司、学校は、国家の縮図に過ぎず、国家は、省、府、州、県、郷、市、公司、学校の拡大図に過ぎない。故に小なる者において自治が行なえれば、大なる者もよく行なうことができる。[同上: 1-508~509]

梁啓超は、中国が西洋のように立憲議会制を確立し、民権・自由・平等を実現できるかどうかは、自治力の強弱によつて、自治が「一身」から「一小群」、「一大群」、さらに「一国」へと発展すれば、独立した自由国の出現を期待できる、と考えているのである。さらに彼は次のように述べている。

そもそも現在士大夫には、民権を言い、自由を言い、平等を言い、立憲を言い、議事を言い、分治を言う者が、現れ始めている。わが国民は将来民権・自由・平等の福を享受できるか否か、そして立憲議会分治の制度を行なうことができるか否かは、もっぱらその自治力の大小強弱による。わが民よ、わが民よ、これを些細なこととすることなかれ、これを迂腐とすることなかれ、いたずらにこれを各団体に囑望することなかれ。まずこれを各個人に囑望せよ。まず試みに我が身を自ら治め、身と身を一小群に合して自ら治め、さらに群と群を一大群に合して自ら治め、さらに大群と大群を更なる一大群に合して自ら治めれば、一つの完全で高尚な自由国・平等国・独立国・自主国が出現する。そうでなければ、自ずから混乱が起こってしまうのみである。自治と自乱は、並存できないものであり、二者のなかのいずれかである。それゆえ、ただ我が国民が自ら判断し、自ら選択するのみである。[同上: 1-581]

清末、とりわけ義和団事件(1900年)以降、清朝による統治の合法性には深刻な疑問が突き

つけられた。そして、列強に分割されそうな窮状を脱するために、「自治」思想が大いに喧伝された。改革派や革命派に限らず、清朝政府も自らの救命策として各省に諮議局などを設立し「予備立憲」を行っていた。「個人の自治」から社会単位の自治へ、さらに国家レベルでの自治へと積み上げていく過程のなかで、とりわけ個人と国家の間をつなぐ単位として「省」レベルの自治が重視され、そこから「聯邦制」という国家構想が浮上してくるようになり、後の「聯省自治運動」はそのクライマックスに達したのである。

3. 先覚者としての墨子と管子

梁啓超の国家体制の構想を理解するためには、彼が大いに取り上げた先秦時代の墨子と管子の自治論にも着目する必要がある。

文明が進歩した原因は一端のみにあらず、思想の自由はその全体的原因である。(中略) 我が中国では、学界の隆盛、人物の偉大さという点から言うならば、戦国時代ほど盛んだった時代はない。それは思想の自由がもたらした明白な結果である。[梁 2001 (1902):3-1346]

社会進化論の立場に立ち、競争こそ文明を生み出す原動力であると見なす梁啓超にとって、戦国時代こそ中国史上最も活力に満ちた時代であった。混乱・無秩序・暗黒・墮落という従来の史家の想定したマイナスのイメージを逆転させ、戦国時代を再評価した理由は、彼の最も重視した「自由」、とりわけ、多様な思想が競り合う「思想の自由」の存在を戦国時代に見出すことができたところにある。秦の始皇帝による「焚書坑儒」、漢の武帝による「罷黜百家・独尊儒術」などの政策で思想界が硬直させられたとする梁啓超は、かつての熱烈な孔子信奉者の態度を一転させ、「保教非所以尊孔論」(1902年)などの論説を発表し、「孔教国教化」の試みが中国の思想界を再び硬直状況に追い込みかねないと批判した(注4)。そして、それをきっかけに、師たる康有為に対する深刻な批判も生みだされ、結局、意見の相違から袂を分かつことになったのである(注5)。

秦漢以降、儒教の「独尊」地位の確立により、かつて儒学とともに諸子百家に入った墨学が、長い間「異端邪説」としてしか見られておらず、その研究の再開は、清朝になってからようやく行なわれるようになった。もし汪中(1745-94)・孫詒讓(1848-1908)らの考証学を墨学復興の準備作業と見なすならば、梁啓超・章炳麟(1869-1936)・胡適・章士釗(1881-1973)らは、むしろ近代的科学方法を導入して墨学の研究に取り組んだ最初の人々であると言える。そのなかで、梁啓超の功績が特筆されてしかるべきである(注6)。彼は、「中国の学術が進化しない所以は、ただ宗師一統のみにあり」、「故に儒学の統一は、中国学界の幸ではなく、実に中国学界の大いなる不幸である」[梁 2001 (1902):1-239]とし、孔子・老子・墨子を「三聖」(注7)と併称するほどである。梁啓超は、「幼いころから墨子を好み」(注8)、自ら「任公」・「兼士」(注9)を号とし、思想的にも人格的にも墨学から深く影響を受けている。彼は伝統学派のなかで、「墨子の学は復

興すべし」[梁 2001 (1896) : 1-145]、中国を存亡の危機から救うためには「唯墨学のみ」[梁 1999 (1904) : 6-3158] であると唱え、墨学を古代ギリシアの学説、近代ヨーロッパの社会科学、キリスト教と比較しながら論述している。

1904年の「子墨子学説」において、梁啓超は、墨子の政治哲学や統治法が民約論に酷似していることを指摘した上で、墨子の中央政治と地方政治との関係をめぐって論じた箇所を引用している。

『尚同』下：天子は自らの知力のみで天下を治めることには足りないことを知っているため、その次善の策を選び、三公を立てた；三公もまた自らの知力のみで天子を左右することには足りないことを知っているため、国を分けて諸侯を立てた；諸侯もまた自らの知力のみで四方を治めることには足りないことを知っているため、その次善の策を選び、將軍大夫を立てた；將軍大夫もまた自らの知力のみでその君を左右することには足りないことを知っているため、その次善の策を選び、郷長家君を立てた。

『尚同』中：里長は天子の政治にしたがいその里の義を統一し、その里の万民を率いて郷長に服従し、郷長はその郷の万民を率いて国君に服従し、国君はその国の万民を率いて天子に服従する。

『尚同』下：故に、天下の国を治めることは一家を治めることのようにであり、天下の民を駆使することは、一夫を駆使することのようである。[同上：6-3178]

つまり、里、郷、国、天下において、それぞれの長は、ただそれぞれの管轄範囲内の義を統一し、それができたことで、社会秩序が保たれ、治まったのである。

そして、『先秦政治思想史』で郷治問題を取り上げた際、梁啓超は、墨子の「里長は里の仁人である。……郷長は郷の仁人である」(『墨子・尚同篇』)を引用し、一切の政治教化はすべて郷と里を基本とすることを説明している [梁 1999 (1922) : 6-3690]。

梁啓超が最も注目した先秦時代の思想家は墨子(紀元前450-紀元前390頃?)であり、彼が最も関心を寄せたその時代の政治家は管子(?-紀元前645)である。「私は国史を読み、成功した政治家が数人いると思う。すなわち、管仲・子産・商君〔商鞅〕・諸葛武侯」[梁 1999 (1908) : 3-1771]であり、「管子〔管仲〕は中国の最大の政治家であり、また学術思想界の一巨人でもある」[梁 1999 (1909) : 3-1859]とし、その伝記まで書いた。『管子伝』では、管子の「官制」について、次のように述べている。

管子の政略の特色は中央政府にあらず、地方自治にある。その治国の大道を論ずるに、「野は市と民を争い、郷は朝と治を争う」といい、また「朝衆を合せざるは、郷分治すればなり」といい、また「郷にして治まらざることあれば、なんぞ国を待たん?」という(ともに『権修篇』にある)。これは実に政治上の奥深く神妙な格言であり、どこにおいてもあたる真理である。

いま民権を尊ぶものはただ二事あるのみである。すなわち、一つは参政権であり、いま一つは自治権である。自治権の重要さは参政権を上まわっていることは、政治学者が等しく認めるところである。管子はそれ〔参政権〕について排除するが、これ〔自治権〕について奨励する。ほとんど当時の国民の程度に応じて、斟酌して善を尽くすものである。〔同上：3-1879〕（注10）

また、

泰西の社会は、人を単位とし、泰東の社会は、家を単位とする。家族政治は、実に東方の特色である。管子の自治案は、上下が相属し、リュクルゴス〔Lycurgus B.C.800? -B.C.730〕のスパルタ統治とほぼ同じである。しかし、リュクルゴスは国中に九千人がいるため、九十区に分けるのに対し、管子は家を起点とし、次第に上へのほり、いくつかのレベルを累計した結果、二十一郷五属に分ける。これもまた社会統治の根本的に異なった点である。管子の統治は、兵を民に寓し、故に自治制もまた軍政と民政の二事を兼ねる。いわゆる「武政は属に従い、文政は郷に従う」とはすなわちこれである。〔同上：3-1879〕

『管子伝』の執筆は1909年であり、ちょうど清朝政府の立憲運動の時期にあたっている。そのため、これは単なる伝記としての意義を超え、強い政治的な色合いを帯びている。伝記のなかで、管子はあたかも立憲派であり、その言説は近代国会制度、立憲政治の学説に符合しているかのように描かれている。例えば、管子の法治主義を論じた際、梁啓超はその時期における彼自身の政治的主張を次のように示した。

彼によれば、西洋の政治術は、放任と干渉との二つの流派に分けられる。放任論者は、国民主義を基礎とし、十八世紀末から十九世紀のはじめごろまで流行していた。干渉論者は、国家主義を基礎とし、最近数十年間に勃興した。前者によって強くなった国にはイギリス、アメリカがあり、後者の代表国はドイツと日本である。梁啓超の見方では、両派はともにそれなりの根拠があるが、干渉論が最終的に勝利を取めたのは今後の大勢である。また、人民に自治の習慣があり、対外競争が激しくない国では放任主義をとってもよいが、それとは逆の場合では干渉主義をとらなければならない。中国が今日のような収拾できない政治現象と社会状態になったのは、まさに放任主義によるものである。したがって、中国には干渉主義を実施すべきであるとする〔同上：3-1867～1868〕（注11）。ここから、ブルンチュリ（Johann Caspar Bluntschli 1808-1881）の国家論の影響を受けた後の梁啓超の「開明専制」の姿勢を読み取れるであろう。

4. 「実験場」としての湖南省

地方自治および地方官制の改革は、清末民初の政治改革論の大きな議題である。太平天国期の曾國藩（1811-72）の率いた「湘軍」から、1920年代前半の盛行した「聯省自治運動」（注12）

まで、湖南省は、つねに「地方自治」の先駆け的な存在であった(注13)。地方自治を「憲政の基礎」と見なし、それを民衆による政治参加の「実験場」にたとえた梁啓超は、積極的に自治を唱え、湖南省の一連の運動とかなり深くかかわったのである[梁 1999 (1916): 5-2838]。彼の運動は、大きく二つの時期に分けられる。すなわち、一つは戊戌変法期であり、いま一つは「聯省自治運動」期である。

1897年11月から1898年3月までの間、梁啓超は黄遵憲(1848-1905)・熊希齡(1870-1937)らが湖南省長沙に設立した時務学堂の主講をつとめていた(注14)。梁啓超によれば、湖南省は「守旧」をもって天下に知られているが、中国で「西学」を首唱した魏源(1794-1856)・郭嵩燾(1818-91)・曾紀沢(1839-90)はみな湖南省の出身であるため、湖南省は実に維新の地域であり、湖南省にいる真の維新志士も少なくない。日清戦争以降、湖南省において改革の風紀が開かれ、「実学」の提唱によって輿論が喚起され、地方自治政体の完成が主義とされているという[梁 1999 (1898): 1-242]。

梁啓超は、湖南省巡撫の陳宝箴(1831-1900)に建議書を提出し、「民智」・「紳智」・「官智」を開くことの重要性を力説し、西洋の三権分立の仕組みをモデルとし、「地方自治」を一郷にとどまらず、一県、一省、一国にまで押し広げ、湖南省の「新政」を推進するよう進言している(注14)。彼の考えでは、民権を興そうとすれば、まず「紳権」を興し、「紳権」を興そうとすれば、まず「学会」を起点とすべきである。

数千里外の全然関係のない人に、訴訟を含めて諸事を処理させるのは、不世出の才が存在しても、できるのは何人いるであろうか。故に三代以上、すべて郷官を用いた。兩漢の郡守は、本郡の人にやらせ、功曹掾吏は、他の郡の人を用いてはならない、これは古いやり方の最もよいところであり、今の西洋人もそう[他の郡の人を用いない]でないものはいない。唐宋以来、弊害防止は日に厳しくなり、そのためすべて有司に権力が操られ、民は地方の公共の事業を見ること、越の人が秦の土地の肥瘠を見るかのように無関心である。今、諸制度を更新しようとするなら、必ず上下の情を通じさせることから始め、上下の情を通じさせようとするなら、必ず古意に復し、西洋のやり方を採用し郷権を重んずるべきである。しかし、また二つの憂慮がある。一は、事を任せることができないことであり、二は、これについていたずらに言辞をもてあそぶことである。前者の弊害を救おうとすれば、紳智を開くべきである。後者の弊害を救おうとすれば、権限を定めるべきである。[梁 1999 (1898): 1-244] (注15)

ここで、梁啓超は、昔の「郷官」のように民間の事情に詳しい地元出身者による地方自治の利点を挙げ、湖南省での改革の眼目の一つに地方自治の導入を置いている。「復古意」・「採西法」によってこそ、「上下の情を通じさせる」ことができるとされ、「郷権」の重視および「郷治」の推奨が見られる。

建議書での梁啓超の提議の多くは、湖南省の新政改革のなかで実現された。「民智」・「民権」

には時務学堂、「紳智」・「紳権」には南学会、「官智」には課吏館がそれぞれ設けられた。そして、実務に長けた官吏を育成するのが課吏館であり、「新政」を統括するのが新政局である。時務学堂が少壯の学生を対象とし啓蒙を目的としたのに対し、士大夫を対象としたのが南学会である。南学会は学会の体裁をとるものの、実際には湖南省の指導的な士大夫層を集めて立憲政治の仕組みを理解させ、ゆくゆくは湖南の地方議会たらしめようと企図された団体である。梁啓超は、この南学会を湖南省全省の「新政」の命脈とし、「保教愛国の情熱を奮いたたせ、地方自治の気力を養」い、さらにその経験を各省に広げることが南学会に大きく期待したのである〔同上：1-246〕。彼は西欧や日本を範としながら、南学会に衆議院、課吏館に貴族院、新政局に中央政府の意をそれぞれ寓していると位置づけている〔同上：1-246〕。

『戊戌政変記』に、梁啓超は自分自身の撰した「南学会叙」を収録したほか、当時湖南省新政の指導的存在だった黄遵憲が南学会で行なった一回目の講義をも採り入れ、その苦心に言及している（注16）。黄遵憲は、「封建之世」と「郡県之世」を政体における「公」と「私」として対比させ、郡県制のもとでの本籍回避制・不久任制といった官僚制がもたらした官と民との上下隔離、官吏の無責任、民衆の政治無関心などの弊害（「不相習之弊」、「不久任之弊」）を指摘し、孟子（紀元前372?-紀元前289）・范仲淹（989-1052）・顧炎武（1613-82）・曾國藩の言論を挙げながら、「自らその身を治め、自らその郷を治める」〔梁 1999（1898）：1-247~248〕ことの重要性を次のように力説した。

諸君、「自らその身を治め、自らその郷を治める」ことを実現できれば、官民上下が同心同徳し、聯合の力をもって、群謀の益を収め、其の郷に生まれ、不相習、不久任の患がなく、封建世家の利を得、郡県専政の弊を取り除き、一府一県より一省に、一省より天下に広げ、共和の郵治を追い、大同の盛軌に至る。〔同上：1-248〕

梁啓超、黄遵憲らによる湖南省の「新政」は、結局、保守派の反対と阻害によって失敗に終わった。1898年戊戌変法失敗後日本に亡命した梁啓超が、再度湖南省と深い関わりを持つようになったのは、「聯省自治運動」が盛んだった1920年代に入ってからのことである。湖南省は、袁世凱（1859-1916）死後の軍閥割拠の混乱のなかで、しばしば北京政府と西南軍閥との抗争の主戦場となり、特殊な状況に置かれていたため、「聯省自治」の説を最も早く実行に移し、活発に運動を展開した地方となった。「民権」の伸張における地方自治の役割を重視する梁啓超は、そこに持論を実現する可能性を見出し、湖南省における省憲法制定作業に積極的に関与したことで、よく知られている。

1921年3月1日、湖南省総司令の趙恒惕（1880-1971）は、同省の憲法問題に関して梁啓超に書簡を送り、教示を仰いだ。書簡に次のような一節が綴られている。

武力によって禍乱を平らげるのは民治によって国の基を定めるのに及ばないと考えておりま

す。それゆえ、しばしば全省の軍・民の長官を召集して協議し、全国に先駆けて全省自治に踏み切れることを決定するとともに、聯省自治の早期実現を祈念してまいりました。(中略) 湖南はあなたの旧遊の地ですし、譚〔嗣同〕、唐〔才常〕らの先烈は、いずれもあなたの御親友であり、あなたからお教えを受けた湖南の人士は枚挙に遑ないほどです。その御高見の及ぶところ、必ずや湖南の省情を知悉し、その民俗にも通暁しておられることでしょう。それゆえ、あなたに対する湖南人の仰望のほどは、さらにひとかたならぬものがございます。省法〔省の憲法〕がようやく緒についた今、それに改良を加えて完璧を期そうとするならば、大賢の御助言をいただくよりほかにございません。(中略) 実施に万全を期し、手落ちなく適切に取り計らい、各省の模範をうち立て、百年の大計を定めぬものと祈念いたしておりますゆえ、大君子におかれましては、進んでお教えを賜りますようお願い申し上げます。〔丁文江 2004:4-345~346〕(注17)

それに応じて、梁啓超は「代趙恒惕發起聯省會議宣言」を起草した。この宣言において、「民国の混乱が始まって、ここまで十年が経った。みな自治を前提とした統一を求めないせいで、統一を求めるほど逆効果となってしまった」とし、「聯省自治は、今後時局を解決する唯一の方法となり、すでに輿論となり、あれこれ説明する必要はない」(注18)とする。

同年8月、湘鄂戦争(注19)が起こったが、梁啓超は数度にわたって停戦を訴える代作の文章を執筆し、雰囲気作りをした(注20)のみならず、湖南省の戦場で戦った呉佩孚(1874-1939)にも親書を送り、時局に対する見解を表明し、戦争の停止と国是会議の召集を勧告した(注21)。彼は書簡のなかで、輿論は聯省自治を渴望しており、それは形式上こそやや異なっているが、精神上においては呉佩孚の提唱した国民大会の開催と一致していることを指摘し、湖南軍と連携して聯省による国民大会の義を打ち出せれば、国体を根本から固めることができ、精鋭を蓄えて対外的に恥を雪ぐこともできると述べている(注22)。梁啓超は呉佩孚のためにも「聯省會議宣言」を起草したが、基本的内容は趙恒惕のためのそれと同じである。

活発な展開を見せた湖南省をはじめ、全国的に盛り上がっていた「聯省自治運動」は、一方で、軍閥の割拠の口実に利用され、各省の地方的政権の正当化に終わる失望が広がり、結局、1920年代後半になって急速に支持を失い、姿を消した(注23)。

5. 梁啓超の「聯邦制」論

「個人の自治」であれ、「群の自治」であれ、自治を重視する姿勢が、梁啓超の思想と実践のなかに貫かれていた。これは彼の国家政治体制の構想ともかかわる。しかし、彼の自治の思想は一貫しているものの、彼の体制構想をはじめとする政治主張は、必ずしも前後一貫しているとは限らず、時期ごとに変化の様相を呈している。彼が甚大な影響力を持っていただけに、その主張に見られる変化もしばしば注目的となった。

梁啓超は近代中国において最も早く「聯邦制」に注目した知識人の一人である(注24)。彼

の「聯邦制」に対する態度は大別して、肯定、否定、肯定の三つの時期に分けられる。

第一の時期、すなわち清末から 1903 年頃まで、彼は「聯邦制」推奨論を唱えた。

戊戌変法の失敗で日本に亡命せざるを得なかった梁啓超は、1901 年に「盧梭学案」を発表し、ルソー (Jean-Jacques Rousseau 1712-78) の直接民主主義論を紹介しつつ、中国において各省、各州、各郷、各市のそれぞれを団体とするならば、ルソーの理想的な国家になることができるといふ主張を明確に語った (注 25)。ルソーの見方では、大国はとも直接民主主義を実行できないため、「真の民主政を行なおうとすれば、多くの小国が連合しなくてはならない」[梁 2001 (1901): 1-390] という。そして、小国は直接民主政に有利であるが、大国に侵犯される恐れもあるため、「多くの小国が連合して一国をなせば、その勢力は対外的には暴力や侮辱を防ぐことができ、対内的には国民の自由を保護するに足る。ゆえに聯邦民主制は、美しく尊ぶべきものなのである」[同上: 1-390] という。

ルソーは「聯邦制」について更に重要なことを論述したいと言いつつ残したままなくなった。その内容を、梁啓超は次のように推測している。

そのいわゆる聯邦民主制を考えてみれば、それは殆どスイスを手本とし、さらにその利点と弊害を研究したものである。ルソーは、スイス聯邦は弱小すぎて、隣国の侵略を免れないかもしれないと考えた。しかし、もし一大国がスイスに見習い、自らいくつかの小国に分割し、聯邦制に基づいて民主政治を実行すれば、その国勢の強さ、人民の自由は、必ず歴史上に輝き、長らく後世万国の手本となる。ルソーの主旨はここにあるのではないだろうか。[同上: 1-390]

そして、梁啓超はさらに中国の状況に即して次のような意見を表明した。

案ずるに、ルソーのこの議論は、深く道理を究め、靈妙な奥義をわきまえ、すきのないほど緻密であると言える。現在、未だ実行しているものはないが、将来必ず世界に普及することは疑いはない。我が中国は数千年専制政体のもとで生存していたが、民間では自治の気風が最も盛んである。もし本当に文明各国の地方制度を広く採り入れ、すべての省・府・州・県・郷・市のそれぞれが団体となり、土地柄に合わせて法律を立て、民の欲するところにしたがって政令を施せば、ルソーの心中に望んだ国家を実現させられるであろう。この路は最も短く、このことは最も行ないやすいのである。そうすれば、わが中国の政体は、まさに万国の師となることになる。[同上: 1-390]

1902 年に、梁啓超は、地理環境と文明との関係をめぐって、「亜洲地理大勢論」、「中国地理大勢論」、「欧洲地理大勢論」、「地理与文明之關係」など一連の文章を発表した。彼は地形や歴史的变化遷からして、ヨーロッパ大陸は「分立自治」に適し、中国は天然の統一の地であるとしながらも、いつの日か「聯邦制」を敷き各省が自治を行なうようなことが中国で起これば、全国をリー

ドするのは必ず広東省と四川省という二つの特別な地域であると述べている [梁 2001 (1902): 3-1802、1806]。彼が二十代初めまで過ごした郷里である広東省は、全国的に見ても宗族が非常に発達した地域であり、祖父も父も治安維持や道路舗装、紛争の調停など「自治」的な活動に参加していたことが、おそらく彼の念頭に置かれているであろう [丁文江 2004: 1-25~26] (注 26)。その前の 1899 年に発表された「商会議」においても、梁啓超は「他省はさておき、広東について言うと」として、中国の自治的習慣を描写している [梁 2001 (1899): 3-1321] (注 27)。

第二の時期、すなわち 1903 年あたりから 1919 まで、梁啓超は中国「聯邦制」尚早論を唱えていた。

以上のように第一期においてルソーの「聯邦制」論を推奨した梁啓超は、1903 年から、「政治学大家伯倫知理之学説」をはじめ、「論中国国民之品格」、「敬告我國民」、「論俄羅斯虚無党」、「中国歴史上革命之研究」、「開明専制論」など一連の論説を発表し、もとの主張を一転させた。「吾は生来輿論に挑戦することに最も慣れているのみならず、かつ今日の我をもつて昔日の我に挑戦することをも憚らない」 [梁 2001 (1903): 1-459] (注 28) というくだりが示すように、梁啓超は大きな転換点を迎えた。彼にしてみれば、これは個人の欠点でありながらも、時代の要請によるものだったのであろう。では、梁啓超をルソーの民約論からブルンチュリの国家有機体論へと百八十度転換させた原因はどこにあるのか。ここで彼のアメリカ遊歴を想起すべきであろう。

「私は美国より戻ってきたが、ロシアのことを夢みている」 [梁 2001 (1903): 1-459] と彼は言う。「共和」の国アメリカを訪ねた結果、共和制の主張を放棄し「専制」の権化のロシアを夢みるようになったというのは、1903 年 2 月からの訪米を境にした、梁啓超自身による思想的転身の表現なのである (注 29)。これは、民衆の政治意識や政治能力などの面における中国とアメリカとの大きな落差を痛感した梁啓超の告白である。

彼のアメリカでの見聞が「新大陸遊記」にまとめられ、1904 年に『新民叢報』に掲載された。徐勤 (1873-1945) による序では、アメリカと中国とを比べれば「我が同胞はただ一国さえ自治できないのみならず、実に一郷、一家、一身をも自治できない」という意見が述べられ、その原因を「国民之性」に求めている [梁 1999 (1919): 2-1125]。そして、中国人の欠点を列挙している [梁 2001 (1919): 3-1908~1910]。そのなかで、「家齊」の後は「国治」というように、中国の社会組織の特徴は個人を単位とせず、家族を単位とするところにあり、中国人の地方自治は決して西洋のアーリア人種の自治力に劣っていないが、中国で発達したのは西洋の「市制の自治」ではなく、「族制の自治」であるため、中国が一国になれないのであるという。そして、梁啓超の見方では、アメリカで完全な共和制を実施できたのは、村落思想によるものであるが、村落思想があまりにも発達し過ぎると、かえって建国の一大障害となることがあり、中国はまさにそれであった。したがって、これを打破しなければ強固な国家を建設することはできないという [同上: 3-1908]。さらに、彼はアメリカ政治の特色を聯邦政府と各省政府の二重性にあるとし、両者はあたかも大きなビルと小さ

い建物に似ており、「各省政府の成立は聯邦政府のだいふ前にあり、聯邦政府が倒れても、各省はその本来の面目にもどってまた多数の小さい独立した自治共和国となり、自存を保っている」ところにこそ、共和政体の実行および持続の原因があるという [同上：3-1905]。渡米中、梁啓超は共和政治の起源・発展・現状などについていろいろな角度から観察し、自治の伝統、経済・文化の発達といった前提がなければ、共和制の成立が難しいという認識にいたったのである。

アメリカからもどってから、梁啓超はルソーの学説を放棄し、かわりにブルンチュリの学説を採り入れ、政治的主張を大きく変化させた (注 30)。二つの学説の特徴について、彼は次のようにたとえて述べている。

ルソーの学説は、百年前の政界の変動において、最も有力なものであった。一方、ブルンチュリの学説は、ルソーの学説の反対である。二者はどちらが真理なのか。ルソーの言は薬であり、ブルンチュリの言は穀物である。頑固な病がすでに深く、もとより穀物にたよれば治療できるものではない。しかし、薬は病を治すこともできる一方、また病を生ずることもある。かつ、もし薬が病状と合わなければ、すなわち旧病が未だに治らないうちに、新しい病が生じる。それゆえ、薬を用いることは慎まねばならない。[梁 2001 (1903) :1-449]

彼は、今日の中国に最も欠き、かつ最も必要なのは、「部民」を「国民」に鑄直し、「有機的な統一」と「有機的な秩序」を実現することであり、「自由平等」はその次であると見ている [同上：1-450]。ブルンチュリはアメリカ、スイスの共和制を肯定しながらも、フランスの例を取り上げ、この制度を簡単に移植できるものではないという認識を示している。フランスは、共和政治の最も切要な条件である自治の歴史的伝統を持っておらず、すべて政府に頼っており、中央集権で一貫し、共和政治の美名があっても実質上君主政治とまったく変わりはない [同上：1-455～456]。理論や歴史に照らしてみたところ、もし現時点で中国が共和制を実施したら、幸福ではなく混乱ないし滅亡を、自由ではなく専制をまねいてしまう結果となる、と梁啓超は戒めている [同上：1-459]。梁啓超によれば、ルソーの学説は、フランス革命に理論を提供した「十九世紀の母」であるのに対し、ブルンチュリの学説は、立憲君主政体の設立に基礎を打ち立てた「二十世紀の母」である [同上：1-461]。こうして彼はそれまで追求してきた共和制と決別し、1906年にいたって、「開明専制論」(注 31)を主張するようになったのである。

辛亥革命後、世の中で「聯邦制」の主張が盛んに行なわれていたのに対して、梁啓超は中国の歴史を回顧し、未だ「聯邦制」の基礎がなく、「聯邦制」の導入にあたって慎重な態度を取るべきであると指摘する。そして、1911年の「新中国建設問題」において、中国はかつて「封建」の国であったが、廃絶されてから二千年が経った現在、何の跡も残っていない一方、政府は民衆に対して不干渉政策を取ったため、放任の結果、「自治」の美風は残っているが、欧米のような完全な自治機関を中国に求めようとも存在していない、という [梁 2001 (1911) :3-1608]。彼は「聯邦制」国家の成立と自治伝統との間に大きな関連性があることを指摘し、一貫して専制政

体だった中国では自治の習慣が欧米ほど発達しておらず、「聯邦制」は中国の実際に合わないとし、競争の激しい世界で、今日まず求められているのは強固で統一した中央政府であり、中国が取るべき政体はイギリスのような「虚君共和制」であるとした（注32）。

第三の時期、1919年以降、梁啓超は「聯邦制」賛成論にもどり、地方自治の重要性を強調し、積極的に「聯省自治運動」に参加するようになった。

1919年のヨーロッパ視察のとき、梁啓超は、張君勱（1887-1964）・蔣百里（1882-1938）らと『解放与改造』の創刊を決め、編集長となった。彼が起草した「解放与改造発刊詞」には十四条の提案が盛り込まれ、箇条書きにされた同人の主張のなかには、中央権限の減少、地方自治の遂行、各省・各市・各県の根本法の制定などが含まれ、分権・自治を重視する姿勢がよく表れている〔梁 1999（1920）：5-3049～3050〕（注33）。

1920年代に入って、「聯省自治運動」の気運が高まるなかで、梁啓超は「実験場」の湖南省をはじめ各地へと運動のために積極的に奔走していたことは、既述したところである。

1925年に、「中国文化史」の社会組織篇における「郷治」問題の提起は、梁啓超の「地方自治」論の総決算と見てもよい。彼は『周礼』・『管子』・『漢書』・『三国志』などから博引傍証し、中国における「郷治」の伝統と歴史を次のように解説する。

ヨーロッパの国は「市」を積み重ねてなったのに対し、中国という国は「郷」を積み重ねてなった。そのため、中国に「郷」の自治はあるが、「市」の自治はない〔梁 1999（1925）：9-5104〕（注34）。「郷」とは、古代の「隣、里、郷、党、比、閭、州、族」の総称であり、他と並べた際の「郷」は、一国中の最高の自治団体を指している〔同上：9-5104〕。古代の「郷治」の主要な事業には、①農耕合作、②義務教育、③警察の組織、④郷の兵士の訓練、の四つがある。「郷治」の精神は互助にあり、その実行は自動に頼り、道徳・法律上では一団の人はみな連帯責任を負い、人類の相互依存、相互友愛、相互監督の本能を十分に利用し啓発して、一つの幸せで円満かつ強固な社会を構築していくことこそ「郷治」の名残りである〔同上：9-5105〕。各書に記録されたものの一部は著者が理想のなかの社会制度を描いたものであろうが、少なくとも大部分は事実であり、そこに表れている「郷治精神」には、実に感動させられるものがある〔同上：9-5106〕。梁啓超は故郷の自治の経験を踏まえながら、年貢や地租などを納める以外は、地方官と没交渉である（訴訟も極めて少ない）、というような伝統的な「郷治」は、ほかにも多く存在していると看做す。これは極めて自然な互助精神をもって、簡単で合理的な組織を作った「宗法社会」の遺風であり、中国社会の生存と発展にとって、重大な意義を持っている。清末に西洋を模倣し、日本式の自治条規を訳して各地方に公布し「官主導の自治」を行なったのは、あたかも大工の代わりに削る仕事をして手を傷付けたようなものであり、それによってむしろ「郷治」の固有精神が消えてしまったのである〔同上：9-5109〕（注35）。

6. おわりに

以上、「自治」と「聯邦制」を手がかりに、梁啓超における中国国家体制の構想を考察してきたが、いくつかの特徴が見られる。

第一に、梁啓超は過去の伝統的な経世論を意識しながら立論する「経世」思想の持ち主である。その議論は、明末清初の顧炎武・黄宗羲（1610-95）、洋務運動期の馮桂芬（1809-74）・曾國藩らの系譜にあり、清末民初の典型的な自治論である。もちろん、その議論は伝統的「封建」論者の議論をそのまま継承したものではない。もし顧炎武・馮桂芬らの議論を「体制内改革」を通じて権力の補完を果たそうとしたものだとするならば、梁啓超の議論は、一応伝統的な「封建—郡県」論の枠組みから脱出し、「聯邦制」国家の建設を視野に入れながら「体制自体の変革」を目指したものだと言える。

ただし、梁啓超は、立憲制の確立などの政治目標のために、ときには「三代」・「郷官」を持ち出し、「復古意」・「採西法」を唱え、一種の「附会論」をも免れなかった。この点は康有為の「公民自治」論にも見出すことができる。

第二に、中国社会像において、梁啓超にとって、当時の「中国」は一つのまとまった独立「国家」というよりも、小さな自立的組織が無数に並存する「社会」であり、「場」であった。一国全体としては、国家的統合を欠いた散漫で「バラバラの砂」の状況を呈している社会であるが、しかし、末端レベルでは、生活の多方面にわたる相互扶助を旨とし、緊密な内的結合力を持ち、生き生きと活動する生活共同体が作り上げられている。これこそ、中国社会の長期的な習慣としての「自治」であった。

では、なぜこうした自発的な社会組織が存在し発達してきたのか。梁啓超は、その理由を「封建」から「郡県」への統治体制の転換、中央集権的官僚国家の支配に求めている。過度の集権政治の結果、国家と社会との距離が拡大した、という現状認識を持っている。官僚制度、とりわけ隋代の「郷官」の廃止および「本籍回避制」・「不久任制」の実施がもたらしたのは、上下の「懸隔」、地方官の無責任、地租の納付や訴訟を除けば地方官とは没交渉である民衆の政治への無関心などである。一方、裏返してみれば、伝統中国では、社会に対する国家の支配が粗放的なレベルにとどまっており、人々の生活に関わることは社会が自ら行なわなければならなかった。政府がやってくれないから民衆が自ら主体的に対応するしかないという発想から出発し、学校・水利・道路などの公共事業に協同的に取り組むような地方自治の習慣も歴史的に形成されてきた。すなわち、中央では権力の集中が進んでいる反面、地方では社会の末端まで官僚国家の支配が行き届くことはなく、その空白を埋める必要から自治的な社会組織が発達してきたのである。社会秩序の原点は国家にあるのではなく、在地団体や在地勢力にある。この意味で、中国における自治の展開は、「封建」的体制の名残りというよりも、「郡県」的体制と表裏をなしている。

第三に、以上のような中国社会の構造は、将来の国家統合の課題に対して、アンビバレンスを持っている。一方では、国家と民衆が痛痒相関しない状態にあるため、愛国心の薄弱、国家意識

の欠如、したがって近代国家の統合の困難をもたらすことになる。他方では、これがゆえに民衆に自治の特質が養成され、この自治の伝統、強い結合を持つ社会組織こそ、国家統合の基点となり得るものである。この両面のいずれを強調するかについては、時期や状況によって若干のゆれがあるようであるが、梁啓超は、自治の伝統と「聯邦制」国家の成立との間に大きな関連性があることを認めていた。そして、地方の自治団体そのものに中国の将来の希望、近代性の契機を見出そうとしたのである。

ただし、具体的な提言になると、政治的統合と独立を重要視する梁啓超は、地方の自治伝統に満足しておらず、「個人の自治」から「群の自治」へ、一身の独立自由から一国の独立自由へ、という進行路線を設定し、新しい国民の創成（「新民」）によって近代的国民国家を建設することを目標としている。彼にとって、郷や省はあくまでも個人と国家をつなぐ中間環節であり、最終的には国家というレベルに統合しなければならないのである。

第四に、梁啓超の議論は、基本的に中国の伝統的自治理念の原型、すなわち儒家の「修身・齊家・治国・平天下」という図式に沿って、個人を起点として、郷・県・府・省へ、さらに国へ、いわば「小から大へ」[黄東蘭 2005: 78]、一身から天下へと拡大してゆく段階的発展論を基盤としている。こうした自治理念は今日の研究者によって、「中国人の自治思想の「古層」」[同上: 77]とも呼ばれている。

ただし、梁啓超は「郷里空間」を重視する一方、時期ごとに、個人か国家か、「郷里空間」に結ばれた両端のいずれかを強調する傾向が見られる（注36）。それは、彼にとっての「郷治」は「個人の自治」と同じく、あくまでも国家統合のワンステップであり、一つ上のクラスに過ぎないからであろう。また、梁啓超の「合群」論などには、「上から下への」統合の観点も見られる（注37）。

もう一つ梁啓超がとりわけ重視しているのは「民度」、すなわち民衆の知識や文化的レベル、道徳意識など「民衆の程度」の問題である。立憲政治について漸進的な態度を取る嚴復(1854-1921)は1897年に、早急に立憲政治を確立するよりも、当面の政治の急務は、「一に曰く民力を奮い起こすこと、二に曰く民智を開くこと、三に曰く民徳を新しくすること」（注38）と述べた。嚴復のこの議論を受け継いだ梁啓超は、さらに「民度」という基準を加えている。「富強」という国家目標のもとで、立憲の重要性を痛感しつつも、国内外の政治状況や近代西洋の「立憲」になじまない「民度」を問題としたのである。民衆の政治意識や政治能力などの面における中国とアメリカとの大きな落差を痛感した梁啓超は、アメリカ遊歴後、「開明専制論」を唱え、中国には大きな権限を持つ政府が必要であると考えようになった。

第五に、中間団体、とりわけ郷レベルと省レベル（例えば省制問題）での自治、およびそれと国家統合との関係を重要視する点に注目すべきである（注39）。梁啓超は、分割される一步前の危機における国民の創出と国家の統合を呼びかけた上で、さらに「愛郷心」から「愛国心」へという内発的なものを強調し、自らも実践している（注40）。そして、『新湖南』・『江蘇』・『浙江潮』・『湖北学生界』・『新広東』など当時の雑誌のタイトルが示すように、後年、こうした考えは留学

生たちに受け継がれ、自らの故郷の重要性を説くことで、愛郷心を喚起し、愛国心につなげようと奮闘した人々もいたのである。

「官」・「紳」・「民」の結合体である「郷里空間」のなかで、「紳」をどう位置付けるのか。清末民初の知識人たちの意見は分かれている。梁啓超ら改革派の議論は、基本的に馮桂芬の自治論の延長線上にあると考えられる。彼らは、「紳」を「官」と「民」をつなぐ中核的な在地勢力と捉え、民衆に対する郷紳層の教化力や指導力を重視し、道路・学校・軍隊・警察・養老などの公共事業における郷里自治の習慣、互助の精神を高く評価した。それに対して、革命派の章炳麟は、抑圧者としての郷紳層と民衆との厳しい対立の事実注目し、馮桂芬の自治論は、民を主体とし個人の平等な政治権力に基づいた自治ではなく、宗族などを基礎とした特権的な郷紳層が底辺にある民衆を搾取・圧迫する自治であると見なす（注41）。自治に対する章炳麟のこの見方は、共同体を個に対する圧迫と感ずる個の自主、いわば「個体為真、団体為幻」（注42）という彼の思想的立場に通ずるところがある。

そして、官主導の自治および外国制度のままの導入に反対するという点も重要である。梁啓超は民による自発・自動・主導の自治こそ真の自治であるとし、「欧游心影録」において「聯省自治運動」における官主導の傾向を指摘した〔梁 2001（1919）：6-3493〕。そして、彼は、日本式の自治条規を訳して「郷邑」に配分して官主導の自治を行なうことに反対し〔梁 1999（1925）：9-5109〕、「自治をやろうとすれば、最も重要なのは名実一致である。（中略）自治はそもそも官治に対してのものであり、官主導のものになると、なぜ名は自治となるのか。（中略）真正銘の自治は、必ず官の力を借りず、純粹に人民がみずから行なわなければならない」〔梁 1999（1916）：5-2838〕という。

世紀転換期において、地方団体の捉え方の二面性（愛国心が薄弱であるため国家統合の障害となる面と、地方自治の伝統が新しい政治秩序の基盤となる面）が渾然一体となっている。この点は梁啓超の文章のなかでも確認することができる。しかし、十九世紀十年代後半、新文化運動時期および大衆的政治運動にまで発展した五四運動時期になると、陳独秀や呉虞（1872-1949）などの知識人の間で、宗族社会の打破、個人の解放を唱え、近代化を妨害する「家」への批判が目立つようになり、家族制度が克服すべき対象となっていったのである（注43）。ヨーロッパ遊歴で第一世界大戦の傷跡を目の当たりにした梁啓超も、単線的な進化の図式に疑問を持ち始め、「新青年」たちの「全盤西化」の風潮には同調できなかったのである。

第六に、中国の国家統合の面において、梁啓超は、一国のなかに無数の小国が存在するかのようであるという現状認識を持ち、地方自治の長い伝統に希望を見出し、基本的に国家体制の将来像を「聯邦制」として描いている。彼は、自治を立憲政治の基礎と考え、「新民」をスローガンに、国民国家の創出による中国の自立と富強の実現を切迫した課題とし、そのための立憲や地方自治などの制度改革を積極的に推進しようとした。彼の考える立憲国には、中央に国会があり、地方に自治がある。完全でよい自治を拡大すれば、よい国会になる〔梁 1999（1916）：5-2838〕。彼から見れば、中国は、自治には確かに長い伝統があり発達しているものの、イギリスやアメリカ

のような自治の極めて発達した国と比べると、低いレベルでの地方団体は、施政の範囲は他国とはあまり差はないが、高いレベルでは遅れをとっている [梁 2001 (1907):4-2238]。したがって、国民国家という目標に向かって、現有の自治を基礎に、名実ともの「自治」をさらに拡大しなければならないのである。

以上、過去—現在—未来、さらに個人—団体—国家、それぞれの次元での梁啓超の議論を同時代の文脈のなかで考察してきた。最後に、梁啓超の自治論の射程、同時代の「聯邦制」論の文脈、梁啓超の「善変」について補足する。

梁啓超の中国国家体制の構想は、伝統的な封建論的言説に根を置きつつ、中国の社会構造の特性を捉え、中国の将来に対する実践的な関心とともに展開された。彼の描いた中国社会像に学問的に厳密な論証手続きを意識した研究というよりも、漠然とした印象による議論が少なくない。しかし、こうした議論こそ、中国の社会秩序に対する感覚やイメージを素直に反映しているだけに、後の中間団体論に絶えず刺激を与え続けていくものとなった (注44)。1922年の時点で、梁啓超は「現在、社会主義者流にいる新村生活の創造に従事する人も、理想によって行動しているであろう。世界にそもそもまず理想があってからこそ事実があるため、儒家の郷治精神は、あるいは今後実現されるかもしれない」と予測した [梁 1999 (1922):6-3691]。後の梁漱溟 (1893-1988) の「郷村建設運動」(注45)や毛沢東の「湖南共和国」論 (注46)に見られるように、中国革命の展開のなかで、中間団体の結合の延長線上に国家統合を展望するといった清末以来の課題が、実践的な政治論として脈々と継承され、長い射程を持つのである。

二十世紀に入ってから、とりわけ辛亥革命前後、「聯邦」という言葉は「自治」や「民主」、「共和」などに関連する文脈で使われている (注47)。周知のように、辛亥革命は、「省の独立」、すなわち各省が中央集権的な体制をとる清朝からの独立を宣言する形で実現したものであり、革命が成功して王朝が倒れると、「自治」が中国で本当に可能なのかという問題が浮上してくる。長い歴史的伝統のなかで「一統」を重んじてきた中国にあって、郷や省の「自治」に基づく「聯邦」という国家体制は、地域主義の対立から中国に分裂を招く、と危惧されてもいたのである。当時、「聯邦」とは中国を複数の「邦国」に分裂させることだ、と勘違いした主張について、李大釗 (1889-1927) は1916年の論説で次のように指摘している。「聯邦という名について、人々は今に至るまで驚き怪しみ、聯邦制がひとたび実行されれば偉大な中国は必ず四分五裂となり、割拠状態に陥り、統一はほとんど望みを絶たれてしまうと考えている。(中略)本節の意図は聯邦の名と分権自治とはそんなに異なったものではなく、どちらかがひどいものでどちらかがすばらしいものだというわけではないということを知らしめることにある」(注48)。またこの点に関しては、辛亥革命前後の「聯邦制」論の変奏として1920年代に盛んだった「聯省自治運動」の名称からもうかがえるように、配慮のため、そこでは「邦」を「省」へと「降格」という処理が行なわれているのである。こういった分治=分裂の一般的でありながらやや単純化したイメージ

は、後の梁啓超に対する評価にも響いたところがあるであろう。

梁啓超の「善変」について、表現は異なっても、師の康有為・嚴復、親友の黃遵憲、そして革命派の孫文（1866-1925）・章炳麟によって、しばしば指摘されてきた。中国における「聯邦制」の実現をめぐる彼の議論の変遷は前述のとおりである。このことを彼自身も認め、やや恥ずかしげに記しているが、しかしそこには、時代の要請に応えるためには仕方なかったという、開き直りの気分もうかがえるのである。こうした変化の中に何か不変のものが存在するのであろうか。

彼はかつて尊敬する吉田松陰（1830-59）を例に挙げ、初期の公武合体論から後の尊皇倒幕論への松陰の転換は決して首尾矛盾しているものではなく、一国の独立を願う心情からの行為であり、その方法は変わったが、その愛国心は変わっていないとする。これはあたかも梁啓超自身を語っているかのようであり、目標を達成する方法は時期や環境、見識などによって変化するが、「百変はその旨を離れず」、目標を目指す志と愛国心は一貫しているのである〔梁 2001（1899）：4-2267〕。梁啓超の「聯邦制」論は政治情勢に伴って時期ごとに変化するが、個人の独立と自由、近代国民国家の建設こそが彼の不変の主題であると考えられる。そこには専制に反対し、現有の基礎を生かし漸進的に立憲政治の国家統合を追求する彼の一貫した姿があったのである（注49）。

注

- (1) [黃東蘭 2005] は、中国伝統の地方自治論や地方行政改革論を踏まえつつ、近代中国の地方自治論を明治日本の地方自治との関連で詳細に考察した一冊であり、参考になる。なお、近代中国において、王朝国家観念がどのように国民国家観念に取って代わられたのか、また地方自治の積極的導入によって民間社会がどのように国家権力に対する自立性を高めたのかについて、[村田雄二郎 1994] を参照。
- (2) 黃東蘭によれば、1902年は、一度革命の方向に傾いた梁啓超が「新民説」の発表を境に再び改良へ回帰した年であり、「自治」をめぐる梁啓超の思想の分水嶺でもあったという〔すなわち、前期の「群の自治」から後期の「個人の自治」へと重点の変遷が見て取れるという〔黃東蘭 2005：107～112〕〕。しかし、数年間にわたって断続的に発表された「新民説」（1902年2月8日の「第一節 叙論」から1906年1月6日の「第二十節 論民氣」まで）の成立事情を考慮すれば、果たしてそのように一括して断言できるかどうかは、疑問である。自治論とかかわる「聯邦制」論をめぐる梁啓超の論調の変遷を併せて考えてみれば、むしろ、その間の1903年のアメリカ遊行を一つの境目として見たほうがより自然だろうと考えられる。
- (3) 梁啓超は「論中国国民之品格」においても、「散沙」という言葉を使っている〔梁 2001（1903）：2-703〕。なお、孫文は1924年の講演「三民主義」のなかで、外国人に「バラバラの砂」と言われる中国人には、家族・宗族観念が非常に深く、この観念を推し広げれば、「宗族から国族へ」と拡大してゆくことができる。個人を単位とする外国と比べて、宗族団体や家郷観念などの小基礎が互いに連合して大団体を形成する中国のほうが、むしろ有利な条件を備え、成功を取めやすいのであるという（安藤彦太郎訳『三民主義』上、岩波文庫、1957年、169頁以下）。「散沙」という概念について、藤井隆「一盤散沙」の由来——広学会と戊戌変法運動（『現代中国』82、2008年）を参照。また、中国の社会学者の費孝通（1910-2005）は、西洋社会を「法理社会」、中国社会を「礼俗社会」と規定し、それぞれの内部構造をモデル化して、前者を「団体格局」、後者を「差序格局」と呼んでいる〔村田雄二郎 2000〕。
- (4) 「孔教国教化」の動きおよび梁啓超の態度については、[島田虔次 1978]、[佐藤慎一 1996：129～131]、[丁文江 2004：2-134～144] を参照。
- (5) 梁啓超は、早い時期から康有為の説に疑問を抱いたようであり、「梁啓超は、『新学偽経考』を研究したが、しばしば先生の独断にはあきたらぬ感じがして、のちには放置してふたたび言おうとはしなかった。先生は緯書（古代の予言説）を引用するのが好まれ、孔子を神秘的に説明されたが、梁啓超はそのようには考えなかった」〔梁啓超 1974：268〕という。後に、「梁啓超は、三十歳いごにはもう口をとどして「偽経」を語らず、「改制」についても多くを語らなかった。その師の康有為は、孔教会を設立し、孔教を国教に定め、天を祀って孔子を

配享する議論を大いに喧伝し、国内では少なからぬ人びとがそれに付和したが、梁啓超はそれを不満として、しばしば駁論に立った」[同上:278]という。また、「康有為の大同は空前の創見であるのに、必ずみずからは「孔子に淵源する」と言っている。孔子の改制がなぜ古えに仮託することが必要だったのか、諸子がなぜみな古えに仮託したのか、にいたっては、まったく依存と名実の混淆にはかならぬ。この病根をとり去らねば、思想は、けっきょく、独立自由の希望を失うであろう。梁啓超は、三たびこの点について康有為に伝えた。しかし主張がしばしば師と一致しないからには、康・梁学派は分裂せざるをえなかったのである」[同上:282~283]という。

- (6) 1920年代、すでに次のような評価がなされている。「自畢〔沅〕氏以来、為墨学者或整理全書、或書中之一部分；雖各有精審之处、然大抵皆訓詁章句之学；而於墨子之学説、評論不過了了千百言之叙文、略見己意而已。」「未有大声疾呼、提倡墨子学説也。有之、自梁啓超始」（陳柱『墨学十論』商務印書館、1928年、190頁）。清末、墨子は諸子のなかでもとりわけ好んで読まれた。西洋人の技術の根源を墨子に求めたり、墨子の「兼愛」・「任侠」をもって社会変革を求める青年に訴えたりして、墨子が再評価されていた。梁啓超も墨子の心酔者であり、彼の墨子研究は二つの時期に分けられる。まず、1904年に『新民叢報』に連載のちにまとめられた『子墨子学説』は、はじめて「墨学」を近代的社会科学の体系に収め、経済学・政治学・宗教学などの面から墨子の学術思想を全面的に研究するものである。そして、1920年代、『墨経校釈』（1920年）、『墨子学案』（1921年）、『先秦政治思想史』（1922年）を出版し、墨子の思想について多く論じた。
- (7) 『欧游心影録節録』は1919年10-12月の作であり、1920年3-6月北京の『晨报』と上海の『時事新報』に同時に連載された。[梁 2001 (1919):6-3496]。
- (8) 『墨経校釈』1920年作、1921年に本を成す。[梁 2001 (1920):5-3100]。
- (9) 「亡友夏穗卿先生」の一文において、梁啓超は、「我是心酔墨学的人、所以自己号称“任公”、又自命为“兼士”」[梁 2001 (1924):6-3602]とする。墨子は「任」を、「士損己而益所為也」（『経』上）、「為身之所患以成人之所急」（『経説』上）と解釈し、梁啓超はそういった自己犠牲の気風を墨家の根本的精神と認識する[梁 1999 (1921):6-3260][梁 1999 (1922):6-3664]。そして、墨子は「兼以易別」とし「兼愛」を唱え、梁啓超はそれを墨学の根本的観念とし、墨子の「尚賢」、「尚同」、「非攻」、「節用」、「節葬」、「非楽」、「天志」、「明鬼」、「非命」などの項目は、すべて「兼愛」から出たものであると見なしている[梁 1999 (1921):6-3265]。
- (10) なお、「自治権」が「参政権」より優先するという問題については、梁啓超は「論中国人種之将来」や「新中国未来記」においても強調し、自治の基礎がまずあってからこそ国会を開き立法を行ない、司法・行政機関が機能できるようになるという。
- (11) 放任主義かそれとも干渉主義か、梁啓超のなかに思想的葛藤があったようである。日本に来てそれほど時間が経っていないとき、彼は「欧洲近世医国之国手、不下数十家。吾視其方最適於今日之中国者、其惟盧梭先生之《民約論》乎！」[梁 2001 (1899):4-2265]と述べ、明らかに放任主義を主張している。しかし、日本での滞在が長くなり、列強との競争のなかで現れた日本の国家精神を目の当たりにした梁啓超は、思想に変化が訪れてきた。彼は、二十世紀の世界は、干渉主義のブルンチュリの国家論が放任主義のルソーの民約論に取って代わられるようになって見なし、そのなかで中国の取るべき政策は、比例的に明らかに干渉主義に傾斜していくという[梁 2001 (1902):4-2305~2306]。
- (12) 「聯省自治」とは、内政の混乱を收拾するために、強力な統一政権の樹立を急ぐのではなく、まず各省単位で独立・自治を実行し、それを基礎にして聯邦的体制の統一国家を目指そうとする政治運動である。「聯省自治」という言葉は、張繼が言い出したもののようである。「斐塞和會後赴法國、並至德國視察戰後情形、遊西班牙、不久即反。赴湖南、適太炎主張自治同盟、余易名曰聯省自治」（張繼「回憶録」『張溥泉先生全集』、台北：中央文物供應社、1951年、251頁）。「聯省自治」を取り上げた研究には、石川忠雄「清末及び民国初年における聯邦論と省制論」（慶応義塾大学法学会『法学研究』24-9・10、1951年）、李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』（中華書局、1965年）の第九章「聯省自治運動与南北軍閥の混戦」、徐矛『中華民国政治制度史』（上海人民出版社、1992年）の第十二章「聯邦制度」、横山宏章『中華民国史——専制と民主の相剋』（三一書房、1996年）の第二章「地方分権と聯省自治運動」、塚本元『中国における国家建設の試み——湖南1919~1921年』（東京大学出版会、1994年）、胡春惠『民初的地方主義与聯省自治』（台湾：正中書局、1987年；北京：中国社会科学出版社、2001年）が参考になる。
- (13) 湖南省の新政などについて、小野川秀美『清末政治思想研究』（京都：東洋史研究会、1960年；増補版、みすず書房、1969年）の第五章「戊戌変法と湖南省」を参照。
- (14) 梁啓超は「上陳宝箴書」を『戊戌政変記』に収録している[梁 1999 (1898):1-242~246]。
- (15) ここの「秦越之人視肥瘠」は、唐の韓愈『争臣論』にある「視政之得失、若越人視秦人之肥瘠、忽焉不加喜

威於其心」が出典である。政治への民衆の無関心を表現する際、梁啓超は「論專制政体有百害於君主而無一利」[梁 2001 (1902) : 2-915]、「新民説・論政治能力」[梁 2001 (1904、1905) : 1-646]、「政聞社宣言書」[梁 2001 (1907) : 4-2237]においてもこの典故を用いている。

- (16) Philip Kuhnによれば、黄遵憲は最初に日本語の「自治」の言葉を中国に紹介したという。Philip Kuhn, "Local Self-Government under the Republic : Problems of Control, Autonomy and Mobilization," F. Wakeman and C. Grant, eds., *Conflict and Control in Late Imperial China*, University of California Press, 1975, p. 270. しかし、それに対して、黄東蘭は、少なくとも1895年に発表された嚴復の論文のなかに、すでにこの言葉が現れていると反論した[黄東蘭 2005 : 103~104]。具体的な用例は別として、おそらく1890年半ばからこの言葉の使用頻度が高くなったことは確実であろう。なお、黄遵憲は梁啓超と親しく、生涯変わらぬ交友を続けていた。資金援助などの面で黄遵憲が深く関与した『時務報』は、梁啓超を主筆に招き、立憲君主制を宣伝鼓吹する論説や、日本をはじめとする外国新聞雑誌の時事問題記事を翻訳して掲載した。それは変法思想を広める媒体として大いに力があり、後の戊戌変法を準備したとされる。
- (17) 1920年7月、「湘事湘人自決」をスローガンとした第三次譚延闓政権が独立的地位を確立すると、湖南省では、当時「聯省自治運動」が国内で最も活発に展開され、9月には湖南省憲法制定運動が本格的に開始された。湖南省憲法は、1921年4月に成立した趙恒惕政権のもとで法律家・政治学の専門家が草案を起草して制定が進み、その後湘軍の戦いなどの紆余曲折を経た後、1922年1月に公布・施行された。
- (18) 孟祥才『梁啓超伝』から転引した。孟祥才によれば、これは梁啓超の遺稿として北京図書館に蔵されており、作者の引用は中国社会科学院近代史所の所蔵する「手抄本」によるという[孟祥才 1980 : 273]。そして、宣言のなかで、次のような主張がなされているという。①各省は同時に省の憲法を制定すること；②武昌あるいは南京で聯省会議を開催すること；③それまでの一切の法律を有効なもの認めないこと；④南北両政府がともに合法的な統治者ではないと宣布すること、の四点である[同上 : 272]。これは事実上南北両政府からの湖南省の独立を宣言したものであると見られる。なお、『梁啓超年譜長編』第四巻の1921年の項目で、籍忠寅・蹇季常に宛てた梁啓超の書簡のなかで、「数日前、湖南軍に代わって宣言を一つ書き上げました。なかなか簡にして要を得ています」[丁文江 2004 : 4-350]と記されている。文中の「宣言」について、次の注が付けられている。「李国俊によれば、「趙恒惕に代って聯省会議を發起する宣言」(『合集』)なる手稿があり[李国俊 1986 : 200]、李はこの原稿が本書簡で言及されている「宣言」ではないかと考えている。同宣言は、聯省自治を時局解決の唯一の方策と認めること、武昌、あるいは南京で聯省会議を開催し、省憲法、国家憲法の制定を図ること、などの内容からなっている」[丁文江 2004 : 4-517~518]という。
- (19) 湘鄂戦争とは、湖南(湘)の軍閥趙恒惕と湖北(鄂)の軍閥蕭耀南(1877-1926)との間の戦争である。
- (20) 1921年8月15日「季常あての書簡」では、「ここ数日、代作の文章を幾つか書きました」[丁文江 2004 : 4-350]とし、同年8月16日「亮儕、季常兄あての書簡」では、「数日前、湖南軍に代わって宣言をひとつ書き上げました。(中略)このほか、黄陂[黎元洪]らのために、呉[佩孚]、蕭[耀南]、趙[恒惕]らに宛てた連名の書簡を代作しました」[同上 : 4-350]とする。また、1921年「東蓀あての書簡」では、「多くの事柄に関与しており、代作もずいぶんやりました」[同上 : 4-352]とし、同年「立誠、時若両兄あての書簡」では、「また代作の文章も幾つか書きました(すべて黄陂たち(湖南・湖北の団体)に代わって[紛争の当事者]双方に送った書簡や電報です。その中には、炎午[趙恒惕]あての書簡が含まれ、さらにはその他の方面に代わって起草した宣言も含まれています)が、今のところまだ発表するわけにはいきません」[同上 : 4-352]とする。
- (21) 湘鄂戦役に関連する数篇の資料が[丁文江 2004 : 4-348~357]に節録され、梁啓超がその件に関与した経過がうかがえる。
- (22) 梁啓超「呉子玉あての書簡」1921年[丁文江 2004 : 4-351]。
- (23) 1927年、李石曾(1881-1973)は「聯省自治運動」について反省の言葉を吐露した。「後張傳泉同志倡聯省自治、本反對專政集權之意、但其名為軍閥政客所利用、以致引起極大的誤解。国民党固主張均權並以分県自治為方法、乃反對專政集權極顯明之態度。」(「分治合作問題(一)」『李石曾先生文集』上、台北：中央文物供應社、1980年、251頁。)
- (24) 著名な政治経済史学者の李劍農(1880-1963)は、「聯省自治」思想の由来を紹介した際、梁啓超の「盧梭学案」における「聯邦制」論を取り上げている(『最近三十年中国政治史』上海：太平洋書店、1930年、462-463頁)。
- (25) 1890年に、十八歳の梁啓超は上京して会試を受験した。「下第帰、道上海、從坊間購得《瀛環志略》讀之、始知有五大洲各国」[梁 2001 (1902) : 4-2223]という。原著が出版されて四十年ほど経って梁啓超の目を開いた『瀛環志略』(1848年)は、福建総督を務めた徐繼畲(1795-1873)が外国人宣教師らの資料をまとめた世界地誌書であった。当時の梁啓超が意識したかどうかは別として、この本のなかにはすでに欧米の「聯邦制」

- についての紹介があった。
- (26) 「中国文化史」の社会組織篇で「郷治」を取り上げた部分で、梁啓超は「以吾三十年前郷居所諸聞、吾郷之自治組織、由今回憶、其足以係人懷思既非一、今述其梗概、資後之治史者省覽焉」[梁 1999 (1925) : 9-5107]と述べた上、その郷里の自治の様相を詳細に記録し、「啓超幼時、正是吾郷郷自治最美満時代」[同上 : 5108]と締めくくる。
- (27) なお、同じく広東省出身の康有為は、民間の習慣としての自治を論じた際においても、「地方自治法、吾中国固已行之、而吾粵尤盛矣」(「公民自治篇」張枏・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』第一卷上冊、生活・読書・新知三聯書店、1960年、181頁)と述べ、出身地の自治の伝統を強調している。
- (28) また、『清代學術概論』においても、「かつてみずから、「こんにちの我をもって、昔日の我を非難することをいとわない」と称したが、世間の多くはこれを欠点だとし、その言論の効力もしばしば相殺されたのは、おそらく生来の短所がそうさせたのであろう」[梁啓超 1974 : 278]という言葉がある。
- (29) この「吾自美国来、而夢俄羅斯者也」の一句を踏まえて、1904年7月、梁啓超宛の書簡の中で、黄遵憲は次のように述べている。「あなたがアメリカより帰って、ロシアを夢見たというのは、何と私とそっくりなことでしょう。明治十三年か十四年、はじめてルソー、モンテスキューの書を読んで、たちまちその説に心酔し、太平世は間違いなく民主国に存在すると思いました。しかしアメリカに三年間滞在するうちに、共和政体は決して今日のわが国で実行に移してはならないことが分かりました。それ以来、漸進主義を守り、立憲を帰結点と考え、今なお改めておりません。私はあなたのような才能、学識、筆力が無いのを自ら恥じるのみですが、もしこれらがあつて、当時の政見を人々に公表していたとしても、必ずやあなたが今日なさっているのと同じような後悔をしたことでしょう。(中略)あなたが主唱されたことは、良くないとは思いません。しかし往々にして舌鋒を逞しくし、極端な論をなしたため、一世を風靡したあげく、収拾がつかなくなってしまいました。これはあなたが聡明すぎ、才名が高すぎるがゆえの過ちです。東西の諸国は〔中国から〕たいへん離れています。発端となる原因がそもそも異なる上に、枝分かればどんどんひどくなり、次々と受け継いでゆくうちに、互いの隔たりはますます大きくなってゆきます。それを無視して表面的に真似しようとしても、効果を取めることなど絶対にできません」[丁文江 2004 : 2-231~232]。なお、その前の1902年5月、梁啓超宛の書簡の中で、将来の政体について、黄遵憲はその胸中に十数年蓄えた意見をはじめて人に打ち明けた。「二十世紀の中国の政体は、必ずイギリスの君民共主を手本とすべき」[丁文江 2004 : 2-155]であるという。梁啓超と黄遵憲との親密な関係からして、梁啓超はこれに共鳴したのではないだろうか。
- (30) 師の康有為の『日本書目志』第五巻の政治部門に、伯倫知理著、平田東助・平塚定二郎訳『国家論』が挙げられている(康有為著『日本書目志』蔣貴麟編『康南海先生遺著彙刊』11、台北：宏業書局、1976年)。後に「読《日本書目志》書後」を書いて日本の著作を紹介した梁啓超は、必ずしもそのなかのすべての本を読んだとは限らないが、これをきっかけにブルンチュリとその『国家論』を初めて知ったのであろう。1903年5月、梁啓超の「政治学大家伯倫知理之学説」が発表される前に、早い段階で、德国伯倫知理著、欽冰室主人訳と署名する、ブルンチュリの『国家論』(1899年4月から『清議報』11-31号に連載)、『国家学綱領』(広智書局、1902年5月)が中国に紹介された。しかし、巴斯蒂の研究によると、『清議報』に掲載された『国家論』は梁啓超が翻訳したものではなく、梁啓超が依拠したのは吾妻兵治『国家学』(東京：善隣訳書館、1899年12月)であるという(巴斯蒂「中国近代国家観念溯源——關於伯倫知理〈国家論〉の翻訳」『近代史研究』1997年第4号)。ブルンチュリの国家学説は、直ちに梁啓超の政治姿勢に影響を与えたとは言いが、その時からしばしば引用されるようになったのは事実である。1903年2月から10月までのアメリカ遊歴が加えられ、それは梁啓超の転身の大きな契機となった。なお、日本におけるブルンチュリの受容状況について、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想——「国民」観念の成立とその受容」上、下(『東京都立大学法学会雑誌』32(2)、33(1)、1991年12月、1992年7月)、山室信一「法制官僚の時代——国家の設計と知の歷程」(木鐸社、1984年)の「I 模範国・準拠理論の選択と知の制度化」が参考となる。
- (31) 「開明専制」とは、当時の中国の状況に基づき、民衆の政治能力が西欧式民主による共和立憲制を実行する程度に達していないという認識のもとで、まず中国の統治権を優秀で開明な人もしくは集団に委ね、彼もしくは彼らによる専制的な統治を行ない、その間に彼らによって人民に対して政治的な教育と訓練を施し、徐々に議會制度を主とする民主政治体制に移行させ、政府の啓蒙に期待を寄せているものである。1906-07年、梁啓超と革命派との間に「革命」か「開明専制」かという激しい論争が繰り広げられた。
- (32) 梁啓超は、「中国立国大方針」においても、強固で有力な政府、政党内閣の設立を強調している。その具体的分析は、森川裕貫「民国元年における国家制度構想と章士釗」(『東洋学報』89-1、2007年6月)を参照。
- (33) 「解放与改造発刊詞」のなかで、地方自治に関する箇所は下記のとおりである。原文は「(二) 同人確信国家

- 之組織、全以地方為基礎、故主張中央權限、當減到以對外維持統一之必要點為止。(三) 同人確信地方自治、當由自動、故主張各省乃至各縣各市、皆宜自動的制定根本法而自守之、國家須加以承認。(四) 同人確信國民的結合、當由地方的與職業的雙方駢進。故主張各種職業團體之改良及創設、刻不容緩。(七) 同人確信軍事上消極自衛主義、為我國特性、且適應世界新潮、故主張無設立國軍之必要、但採兵民合一制度以自固強立。(九) 同人確信教育普及、為一切民治之根本、而其實行則賴自治機關。故主張以地方根本法規定強迫教育」である。
- (34) このようなヨーロッパと中国との相違について、梁啓超は他の文章においても繰り返して強調している。例えば、「欧游心影録節録」では、「我这回欧游、实地考察才知道、欧洲国家是把“市府”放大做成」[梁 2001 (1919) : 6-3493] という。「先秦政治思想史」では、「欧洲国家、積市而成。中国国家、積郷而成。此彼我政治出发点之所由歧、亦彼我不能相学之一大原因也。是故我国百家之政論、未有不致謹於郷治者」[梁 1999 (1922) : 6-3689] という。
- (35) 「官主導の自治」に反対する梁啓超の主張は一貫している。例えば、「城鎮郷自治章程質疑」において、清朝政府が日本の自治制度を模倣して自治の条規を作ったことに言及し、次のように異議を唱えている。「光緒三十四年十二月所頒之城鎮郷自治章程、大率取日本之市制及町村制綜合而移訳之、其果能適用於我國與否、蓋各条中應商榷之點甚多、未暇具論。今專就其大體而評騭之、則吾所最懷疑而亟思質正者有三端焉。第一自治章程之名稱、果適當否乎？第二 城鎮郷三者、能同適用一種之章程乎？第三 城鎮郷之名稱及其分類、果適當否乎？」[梁 1999 (1910) : 3-1854]。
- (36) ここでは「郷里空間」という言葉を借りて表現している。溝口雄三・池田知久・小島毅『中国思想史』（東京大学出版会、2007年）において、「郷里空間」という言葉がよく使われ、キーワードとなっており、具体的に「官・紳・民」が共同して地方公事を処理する地域空間を指している（例えば、86頁、132頁、144頁、164頁、195頁）。
- (37) 梁啓超の「合群」論について、土屋英雄「梁啓超の「西洋」撰取と権利・自由論」（狭間直樹編『共同研究 梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房、1999年）のなかで言及がある。
- (38) 嚴復「原強修訂稿」王栻主編『嚴復集』1、中華書局、1986年、27頁。
- (39) 梁啓超は1912年12月1日「省制問題」を『庸報』に発表し、それに対して、戴季陶（1891-1949）は18日から20日にかけて「民国之省制問題——並駁梁啓超」を『民権報』に連載し、反論を示した。
- (40) 当時はまさに中国を民族国家として再構成する時期にあたる時であった。従来「郷土愛」の情緒、すなわち、「愛郷心」を効率的に使い、「愛国心」へとつなげるのが梁啓超に与えた時代的任務であると言える。広東への愛郷心から出発し、広東の地理や自治の習慣について論じた梁啓超の文章は少なくない。「愛郷心」をいかに「愛国心」へとつなげるかについて、橋川文三氏は、ルソーの理念を引用し、次のように語っている。「人々はこれまでなじみぶかい環境や習慣に向けていた感情や忠誠心を、今やより抽象的な実体、即ち政治的共同体に移さねばならないというにあった。(中略) その感情や忠誠心は拡張され、深化されて、市民の全生活上に作用するような、その利害関心やエゴティズムに訴えると同じように、その感情や道徳感覚にも訴えるような、情熱的な確信に転化せねばならないというのであった」（橋川文三『ナショナリズム——その神話と論理』紀伊国屋書店、1968年、24-25頁）。そして、その「愛郷心」と「愛国心」は実際、微妙な共棲関係にあり、地方的なこの愛着心を有効に利用するのは、防衛的・集中的なナショナリズムを助長することができる一方、「愛郷心」という感情は後ほど留学生の文章にも反映されるが、地方分権化への傾向をも持っている。
- (41) 章炳麟は『暄書』の「定版籍」で、馮桂芬のことを次のように述べている。「昔者余在蘇州、過馮桂芬祠堂、人言同治時、桂芬為郡人減賦、功德甚盛。余嘗聞蘇州困田皆在世族、大者連阡陌、農夫占田寡、而為佃耕。其取租稅、亩錢三千以上、有闕欠、即束縛詣使、榜笞與逋賦等。桂芬特為世族減賦、顧勿為農人減賦、其澤格矣。苟悅言漢世田制、官収百一之稅、而民輸豪強大半之賦、官家之惠優於三代、豪強之暴酷於亡秦、是以患不下通、而威福分於豪民。今不正其本、務言復除、適足以資富強也。桂芬於蘇州、仕官為達、諸世族皆姻婭、通門籍、編戶百萬、号呼之声未徹於耳、將厚薄殊邪。其 立祠堂、宦學者為請之、農夫入其庭、而後知報功也」(張杼・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』第一卷上冊、生活・讀書・新知三聯書店、1960年、313頁)。
- (42) 章炳麟「國家論」『民報』17、1907年。
- (43) 陳独秀「孔子之道與現代生活」『新青年』2-4、1916年。吳虞「家族制度為專制主義之根柢論」『新青年』2-6、1917年。
- (44) 中間団体論について、岸本美緒「中国中間団体論の系譜」（同責任編集『岩波講座「帝国」日本の学知第3巻 東洋学の磁場』岩波書店、2006年）が示唆に富む。
- (45) 梁漱溟における「郷村建設」について、溝口雄三「もう一つの「五・四」」（『思想』870号、1996年12月。『中国の衝撃』東京大学出版会、2004年所収）、余項科『中国文明と近代的秩序形成：儒學的公共性の考察』（朋

- 友書店、2004年)、森紀子「1920年代の思潮と「郷村建設理論」の形成」(『文化学年報』18、1999年。後に加筆修正して「第八章 新儒家梁漱溟の「郷村建設理論」」として『転換期における中国儒教運動』京都大学学術出版会、2005年に収録)がある。
- (46) 毛沢東の「湖南共和国」論について、矢吹晋「虚君共和の夢——毛沢東の小中国論」(『中国研究月報』550号、1993年12月)がある。
- (47) 張栻・王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』(北京:生活・読書・新知三聯書店、1960年(第一巻)、1963年(第二巻)、1977年(第三巻))に収録された論説などを参照。中国語における「聯邦」という言葉の歴史の変遷の検討については、千葉謙吾「中国語における「聯邦」——「自治」「共和」「民主」との関わりから」(沈国威編著『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成——創出と共有』関西大学出版部、2008年)を参照。
- (48) 李大釗「省制与憲法」『李大釗全集』2、河北教育出版社、1999年、425-427頁。なお、その後、1920年代には、「聯邦」=分裂のイメージを回避するため、「聯省自治」という新たな語が混在するようになった。
- (49) 1915年9月4日の『申報』は『京報』の記者の取材に応じた梁啓超の談話を転載した。そこに彼の十余年以來の一貫した政治主張をうかがうことができる。梁啓超は「政体だけを論じ、国体を論じない」とする。彼は次のように述べている。「私が言う「政体だけを論じ、国体を論じない」とは、つねに現行の国体の下で政体の改革を求めようとしたものである。(中略)憲政を行うことができさえすれば、君主制であろうと共和制であろうと、どちらもダメなのです。逆に憲政を行うことができないのであれば、君主制であろうと共和制であろうと、どちらもダメなのです。両者に選ぶところが無いとなれば、むしろ現在の基礎をそのまま生かして、理想の政体をその上に建設することをおもむろに図っていく方がよいでしょう。これこそ私の十余年來の持論に一貫した精神にほかなりません。(中略)つねに理想の政体を促進しようとしながら、同時に現在の国体を尊重しようとしているのです。その理由はほかでもありません。政体の変遷は、その現象がつねに進的であるのに対し、国体の変更は、その現象がつねに革命的だからです。革命によって国の利益や民の幸福が達成されるなどと、私はこれまで聞いたことがありません。それゆえ、私は最初から共和制に反対したこともなければ、君主制に反対したこともないけれども、しかし、どんな時であろうと必ず革命に反対してきました。それは革命以上に国家の大いなる不幸は無いからなのです」[丁文江 2004:4-36~37]。

参考文献

梁啓超著作

梁啓超

- 1896「《西学書目表》後序」『時務報』8(1896年10月17日刊)。
- 1897「《説群》序」『知新報』18(1897年5月17日刊)。
- 1897「読《日本書目志》書後」『時務報』45(1897年11月15日刊)。
- 1898「《清議報》叙例」『清議報』1(1898年12月23日刊)。
- 1898「戊戌政変記」。
- 1899「商会議」『清議報』10、12(1899年4月1日、20日刊)。
- 1899「論中国人種之将来」『清議報』19(1899年6月28日刊)。
- 1899「自由書・善変之豪傑」『清議報』30(1899年10月25日刊)。
- 1901「十種徳性相反相成義」『清議報』82、84(1901年6月16日、7月6日刊)。
- 1899「自由書・破壊主義」『清議報』30(1899年10月25日刊)。
- 1901「盧梭学案」『清議報』98-100(1901年11-12月刊)。
- 1902「新民説・論新民為今日中国第一急務」『新民叢報』1(1902年2月8日刊)。
- 1902「保教非所以尊孔論」『新民叢報』2(1902年2月22日刊)。
- 1902「中國地理大勢論」『新民叢報』6、8、9(1902年4-5月刊)。
- 1902「新民説・論自治」『新民叢報』9(1902年6月6日刊)。
- 1902「中国學術思想変遷之大勢・儒学統一時代」『新民叢報』9(1902年6月6日刊)。
- 1902「自由書・干渉与放任」『新民叢報』17(1902年10月2日刊)。
- 1902「論專制政体有害於君主而無一利」『新民叢報』21(1902年11月30日刊)。

- 1902「三十自述」。
- 1902「新中国未来記」『新小説』1-3（1902年11月-1903年1月刊）。
- 1903「論中国国民之品格」『新民叢報』27（1903年3月12日刊）。
- 1903「政治学大家伯倫知理之学説」『新民叢報』32（1903年5月25日刊）。
- 1904「子墨子学説」『新民叢報』49、50、52、53、57、58（1904年6-12月刊）。
- 1904、1905「新民説・論政治能力」（『新民叢報』49、62（1904年6月28日、1905年2月4日刊））。
- 1907「政聞社宣言書」『政論』1（1907年10月7日刊）。
- 1908『王荊公』広智書局。
- 1909「管子伝」。
- 1910「城鎮郷自治章程質疑」『国風報』5（1910年3月31日刊）。
- 1911「新中国建設問題」。
- 1912「中国立国大方針」『庸言』1-1、2、4（1912年12月-1913年1月刊）。
- 1916「国民浅訓」。
- 1920「解放与改造発刊詞」『改造』3-1（1920年9月15日刊）。
- 1921「墨子学案」。
- 1922「先秦政治思想史」『晨报副刊』（1922年12月12-20日刊）。
- 1924「亡友夏穗卿先生」『晨报副刊』（1924年4月29日刊）。
- 1925「中国文化史」。

その他

夏曉紅編

- 1997『追憶梁啓超』北京：中国広播電視出版社。
- 2006『閲読梁啓超』北京：生活・読書・新知三聯書店

川尻文彦

- 2005「梁啓超と「アメリカ」——1904年の「新大陸遊記」をめぐって」『中国研究集刊』37、大阪：大阪大学中国学会。

黄克武

- 1994『一個被放棄の選択——梁啓超調適思想之研究』台北：中央研究院近代史研究所。

黄東蘭

- 2005『近代中国の地方自治と明治日本』東京：汲古書院。

佐藤慎一

- 1996『近代中国の知識人と文明』東京：東京大学出版会。

島田虔次

- 1978「辛亥革命期の孔子問題」小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』東京：筑摩書房。

周 俊

- 2002「中国における連邦論の実例研究——「分治」思想の起源と梁啓超の「地方自治」」『立命館東洋史学』25、京都：立命館大学東洋史学会。

高柳信夫

- 2002「梁啓超の所謂「転身」について——『新民説』「論私徳」とその周辺」『東洋文化研究』4、東京：学習院大学東洋文化研究所。
- 2003「梁啓超「開明専制論」をめぐって」『言語・文化・社会』1、東京：学習院大学外国語教育研究センター。

丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳

- 2004『梁啓超年譜長編』（全5巻）、東京：岩波書店。

董徳福

- 2004『梁啓超与胡適——兩代知識分子学思歷程的比較研究』長春：吉林人民出版社。

狭間直樹編

- 1999『共同研究 梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』東京：みすず書房。

村田雄二郎

- 1994「王朝・国家・社会——近代中国の場合」溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える4 社会と国家』東京：東京大学出版会。

2000「二十世紀システムとしての中国ナショナリズム」西村成雄編『現代中国の構造変動3 ナショナリズム——歴史からの接近』東京：東京大学出版会。

溝口雄三

2004『中国の衝撃』東京：東京大学出版会。

孟祥才

1980『梁啓超伝』北京：北京出版社。

李国俊

1986『梁啓超著述系年』上海：復旦大学出版社。

梁啓超著・小野和子訳注

1974『清代學術概論——中国のルネッサンス』（東洋文庫 245）、東京：平凡社。

吉澤誠一郎

2003『愛国主義の創成——ナショナリズムから近代中国をみる』東京：岩波書店。

